平成２５年（フ）第２８１号
愛媛県松山市祝谷４丁目３番16号
債務者　木下　砂織
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削1409番地、前住所広島市安佐北区口田２丁目27番38―1002号
債務者　藤岡　義弘
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２００号
福岡県久留米市合川町2257番地１　ニュー端山ビル307号、前住所福岡県久留米市東合川１丁目10番53号　高木アパート101号
債務者　谷口　初美（旧姓大曲）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１１号
福岡県うきは市浮羽町流川903番地
債務者　綾部　　晃
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２２９号
佐賀県佐賀市木原１丁目18番17号
債務者　坂本　節弘
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目16番３―722号　鍋島西団地
債務者　髙尾　照明
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目16番３―722号　鍋島西団地
債務者　髙尾　真希
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
佐賀県佐賀市与賀町１番27号　共立ビル801
債務者　吉田　恒仁
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1291番地６
債務者　轟　　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
宮崎市恒久６丁目15番地１　サンケイマンション第６ビル310号、前住所宮崎市大字赤江1221番地２
債務者　河野　健一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７０号
宮崎市北高松町１番１号　コーポマチダ302号、前住所宮崎市東大宮２丁目33番１号
債務者　中西　　潤
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９２号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目19番45号　白貸屋９号
債務者　池田　早苗（旧姓崎浜・藤沢）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第９地割48番地２、旧住所岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水145番地７
債務者　山口　英子（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１７８号
長野県安曇野市明科七貴5700番地11
債務者　坂井眞理子（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７７号
長野県岡谷市東銀座２丁目６番17号　ハイツ宮坂103号
債務者　林　　良一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目１番２―106号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目14番18号　トクワ１―102号
債務者　古川　健美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２６号
兵庫県西宮市津門西口町７番９号
債務者　伊藤　弘子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係